

# 鹿 児 島 県 公 報

平成28年10月28日（金）第3259号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

- 鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新（※） （自然保護課取扱い） 1
- 鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更（※） （自然保護課取扱い） 2
- 鳥獣保護区の存続期間の更新（※） （自然保護課取扱い） 3
- 特定猟具使用禁止区域の指定（※） （自然保護課取扱い） 4

## 告 示

### 鹿児島県告示第958号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の区域を同表の中欄に掲げるとおり変更し、及び同条第7項ただし書の規定により、その存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

平成28年10月28日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	区 域	存続期間
高塚花里鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定）	鹿屋市花里町地内における前目林道と鹿屋市道赤崩花里線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と鹿屋市と垂水市との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と鹿屋市道赤崩花里線との交点方向に進み同点に至り、同点から同市道を同市道と下郷原農作道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農作道を同農作道と水谷山道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同山道を同山道と鹿屋市道根木原崎園線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と高塚農道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と垂水市道高塚線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と垂水市林道白山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と垂水市有林と大隅森林管理署管内国有林132林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と垂水市有林と大隅森林管理署管内国有林134林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と前目林道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
草野鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定）	曾於郡大崎町野方地内における大崎町道持留盲歩危線と大崎町道釜ヶ宇都池段線との交点を起点とし、同点から同町道を同町道と大崎町道盲歩危池段線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と大崎町道角堂篠段線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と大崎町	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

<p>て設定)</p>	<p>道篠段立本線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道と同町道と志布志市道岩瀬戸1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道と同市道と志布志市道立本岩瀬戸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道と同市道と志布志市道針山下原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道と同市道と志布志市道立本草野1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道と同市道と大崎町道岡別府持留線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道と同町道と大崎町道岡別府大久保線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道と同町道と大崎町道持留盲歩危線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>	
<p>根占鳥獣保護区（昭和41年11月2日鹿児島県告示第966号をもって設定）</p>	<p>肝属郡南大隅町根占川北地内における南大隅町道川南山手線と県道池田根占線との交点を起点とし、同点から同県道と同県道と国道448号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と南大隅町と錦江町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と雄川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と南川内橋との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と同点を通る南北方向の直線と南大隅町と錦江町との境界線との交点とを結ぶ直線を同点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と県道辺塚根占線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道と同県道と赤瀬川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と水枝谷川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と県道辺塚根占線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道と同県道と南大隅町道松之迫南川内線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道と同町道と南大隅町道柳ヶ迫線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道と同町道と南大隅町道南川内線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道と同町道と農道南川内団地9号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道と同農道と農道南川内団地1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道と同農道と農道南川内団地3号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道と同農道終点へ進み同点に至り、同点から同点と雄川左岸と牛牧橋との交点とを結ぶ直線を同点方向へ進み同点に至り、同点から南大隅町道川内線を同町道と南大隅町道川南山手線との交点方向に進み同点に至り、同点から同町道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>	<p>平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p>

鹿児島県告示第959号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新し、その区域の表示を同表の中欄に掲げるとおり変更する。

平成28年10月28日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	区 域	存続期間
横尾岳鳥獣保	鹿屋市大始良町地内における鹿屋市永小原町から錦江町桜	平成28年

護区（昭和51年11月1日鹿児島県告示第1235号をもって設定）	原に通ずる山道と鹿屋市林道横尾岳線との交点を起点とし、同点から同林道を同林道と鹿屋市道清水永吉線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿屋市道崎園線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿屋市道山下獅子目線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿屋市旧農道山下墓地線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同旧農道を同旧農道と鹿屋市道山下公民館線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿屋市道池園山下線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と九州自然歩道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同自然歩道を同自然歩道と大隅森林管理署管内国国有林3林班と同国有林4林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と鹿屋市と錦江町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と鹿屋市永小原町から錦江町桜原に通ずる山道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同山道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	11月1日から平成38年10月31日まで
唐仁鳥獣保護区（昭和41年11月2日鹿児島県告示第966号をもって設定）	肝属郡東串良町新川西地内における県道永吉高山線と東串良町道大塚神社線との交点を起点とし、同点から同町道を同町道と東串良町道馬越唐仁線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と東串良町道川西唐仁線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と旧東串良町農道第13烏帽子線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と東串良町道馬越唐仁線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と県道永吉高山線に通ずる農道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と県道永吉高山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
母間鳥獣保護区（昭和41年11月2日鹿児島県告示第966号をもって設定）	大島郡徳之島町母間地内における県道伊仙亀津徳之島空港線と麦田川右岸との交点を起点とし、同点から同川右岸を上流へ進み同川の起点に至り、同点から同点と徳之島町と天城町との境界線へ通ずる沢を同沢と同境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を徳之島町大字下久志と同町大字母間との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と県道伊仙亀津徳之島空港線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

## 鹿児島県告示第960号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

平成28年10月28日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	存 続 期 間
磯鳥獣保護区（昭和36年10月16日鹿児島県告示第1037号をもって設定）	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
北中学校鳥獣保護区（昭和41年11月2日鹿児島県告示第966号	平成28年11月1日から

をもって設定)	平成38年10月31日まで
亀丸城跡鳥獣保護区（平成8年10月30日鹿児島県告示第1528号をもって設定)	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
長崎鼻鳥獣保護区（昭和31年10月10日鹿児島県告示第734号をもって設定)	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
金峰山鳥獣保護区（昭和51年11月1日鹿児島県告示第1235号をもって設定)	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
針本鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定)	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
横峯鳥獣保護区（平成8年10月30日鹿児島県告示第1528号をもって設定)	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
西之表鳥獣保護区（昭和51年11月1日鹿児島県告示第1235号をもって設定)	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
百之台鳥獣保護区（昭和51年11月1日鹿児島県告示第1235号をもって設定)	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
馬毛島鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定)	平成28年11月1日から平成29年10月31日まで

## 鹿児島県告示第961号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成28年10月28日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
上西之谷特定猟具使用禁止区域	鹿児島市西別府町地内における県道鹿児島東市来線と同市西別府町と同市五ヶ別府町との境界線との西側の交点を起点とし、同点から同境界線を同市五ヶ別府町と同市石谷町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同市西別府町と同市犬迫町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と鹿児島市農道江口・細田線との西側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿児島市道西之谷中央線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道蒔ヶ迫線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道鹿児島東市来線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで	銃器
鏡池特定猟具使用禁止区域	指宿市開聞仙田地内における指宿市道九玉桃木迫線と県道大山開聞線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と指宿市道入野仙田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道仙田循環線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道下吉線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道東郷下吉線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで	銃器

	道を同市道と指宿市道鏡池大迫線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と指宿市道仙田荒田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と指宿市道上払線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と指宿市道諏訪田京田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と指宿市道九玉桃木迫線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
高松特定猟具使用禁止区域	霧島市横川町下ノ地内における霧島市道今村～黒葛原線と霧島市道向植村～奴留木線との交点を起点とし，同点から同市道を同市道と霧島市道馬渡～黒葛原線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道紫尾田牧園線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と霧島市道縦貫側道5号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道深川～大狩線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道深川～民部塚線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道二石田～馬渡線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道縦貫側道3号線との南側の交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道二石田～馬渡線との北側の交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と通称林道尾ノ迫軍ノ木迫線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同林道を同林道と霧島市道今村～野豆線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道今村～黒葛原線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成28年 11月1日 から平成 38年10月 31日まで	銃器
十層郷土の森特定猟具使用禁止区域	伊佐市小木原地内における北薩森林管理署管内国有林2070林班く3小班，伊佐市民有林44林班及び同国有林2070林班く4の三方界を起点とし，同三方界から同林班く3小班と同林班く4小班との境界線を同境界線と同林班そ2小班と同林班れ小班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と同林班そ1小班と同林班れ小班の境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同林班そ1小班，同林班れ小班及び同林班た1小班的三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同三方界と伊佐市道長峰線上に設置してある十層郷土の森特定猟具使用禁止区域1号境界柱設置点とを結ぶ直線を同設置点方向へ進み同設置点に至り，同設置点から同市道を同市道上に設置してある十層郷土の森特定猟具使用禁止	平成28年 11月1日 から平成 38年10月 31日まで	銃器

	区域2号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同設置点と同林班そ小班、同林班た1小班及び同林班な小班的三方界とを結ぶ直線を同三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同林班そ小班と同林班な小班的境界線を同境界線と同林班そ2小班と同林班つ小班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同林班く3小班と同林班く小班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同林班く3小班と同民有林44林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を起点方向へ進み起点に至る線に囲まれた区域		
加治木南部 特定猟具使用 禁止区域	始良市加治木町木田地内における始良市加治木町木田と同市加治木町鍋倉との境界線と県道川内加治木線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と始良市道西中道線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道須崎・中福良線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道新中西線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道須崎・中福良線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道チシャノ木線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と九州縦貫自動車道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同自動車道を同自動車道と始良市道里ノ上東線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道焼山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道諏訪・日木山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道南龍口線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道10号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と日木山川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を同海岸線と始良市東餅田と始良市加治木町木田との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成28年 11月1日 から平成 38年10月 31日まで	銃器
始良南部特 定猟具使用 禁止区域	始良市始良町脇元地内における旧始良町と旧蒲生町との境界線と県道川内加治木線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と始良市道帖佐橋～堂園線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道下手山田帖佐線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と県道川内加治木線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道	平成28年 11月1日 から平成 38年10月 31日まで	銃器

<p>と旧始良町と旧加治木町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を同海岸線と国道10号との北側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と県道重富停車場線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と鹿児島市と始良市との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と九州縦貫自動車道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同自動車道を同自動車道と始良市道高樋～南宮島線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道森～船津線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道高樋～春花線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と旧始良町と旧蒲生町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>	
---	--